

## 新潟市古紙行政収集地域活動支援金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市が実施する古紙行政収集（以下「収集」という。）地区において、地域団体（以下「団体」という。）に対して支援金を交付することにより、ごみの減量・古紙の再資源化を促進し、地域活動の支援を図ることを目的とする。

### (対象とする品目)

第2条 この要綱において対象とする収集品目は、別表1に定める品目とする。

### (対象とする団体)

第3条 支援金の交付の対象とする団体は、地域コミュニティ協議会とする。

2 前項において、地域コミュニティ協議会とは、小学校区または中学校区を基本として、まちづくりの推進や生活充実のための活動の実施などを目的として結成された団体という。

### (団体の登録)

第4条 支援金の交付を受けようとする団体は、古紙行政収集地域活動支援団体登録申請書兼口座振替申込書（第1号様式）を市長に提出し登録しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく申請があった場合、内容を審査し、適当と認めたときは、古紙行政収集地域活動支援団体登録通知書（第2号様式）を古紙行政収集地域活動支援団体（以下「登録団体」という。）に交付するものとする。

3 登録団体は、登録事項の変更がある場合及び支援金の交付を辞退する場合は、登録事項変更・辞退届（第3号様式）により市長に届け出なければならない。

4 第1項及び前項の届け出は、登録団体の所在地の区役所を経由して行なうものとする。

### (対象とする収集地域)

第5条 支援金の算定対象とする収集地域は、登録団体の活動地域とする。

### (支援金の額)

第6条 支援金の額は、収集量1キログラムあたり3円とし、その総額に1円未満の端数

が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの期間に限り、

別表2に規定する登録団体に交付する支援金の額は、次の表のとおりとする。

期間	支援金の額
令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	収集量1キログラムあたり6円とし、その総額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。
令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	収集量1キログラムあたり4.5円とし、その総額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(支援金の交付)

第7条 市長は、市が確認した収集量に基づき、第5条および第6条の規定により支援金額を算出し、下記のとおり該当登録団体に対して支援金を交付するものとする。

	収集月	交付月
第1期	4月分から6月分まで	7月
第2期	7月分から9月分まで	10月
第3期	10月分から12月分まで	1月
第4期	1月分から3月分まで	4月

(収支の報告)

第8条 登録団体は、交付を受けた支援金について、登録団体の規約に基づき、決算報告書を市長に提出するものとする。

(指示等)

第9条 市長は、登録団体に対し、必要に応じ指示をし、報告を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(別表 1) 回収対象品目

品目	新聞・チラシ、雑誌・雑紙、段ボール、紙パック
----	------------------------

(別表 2) 登録団体名

新津中央コミュニティ協議会、新津西部コミュニティ協議会、  
荻川コミュニティ振興協議会、満日コミュニティ協議会、新津東部コミュニティ協議会、  
阿賀浦コミュニティ協議会、新関コミュニティ協議会、小合地域コミュニティ協議会、金  
津コミュニティ振興協議会、小須戸コミュニティ協議会、山の手コミュニティ協議会、新  
飯田コミュニティ協議会、月潟コミュニティ協議会

第1号様式(第4条第1項関係)

登録No.

※この枠内は記入しないでください。

古紙行政収集地域活動支援団体登録申請書  
兼口座振替申込書

年 月 日

新潟市長

住所  
代表者 氏名  
電話 ( )

新潟市古紙行政収集地域活動支援金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり団体登録を申請します。

記

登録事項

ふりがな			
団体の名称			
活動地域			
設立日	年 月 日		
口座振替申込書兼委任状	金融機関名	銀行・信金・農協 本・支店	
	口座種類	普通・当座	口座番号
	ふりがな		
	口座名義		

私は上記の者をもって代理人と定め、支援金の受領に関する権限を委任いたします。

※活動地区のわかる資料と団体の規約を添付してください。

※口座名義については、必ず通帳の記載どおりにご記入ください。

振込口座の通帳の写し(金融機関名・口座番号・口座名義人が明確なもの)を添付してください。

第2号様式（第4条第2項関係）

年 月 日

様

新潟市長

（ 担当 ）

### 古紙行政収集地域活動支援団体登録通知書

年 月 日付で申請のありました古紙行政収集地域活動支援団体の登録につきまして、新潟市古紙行政収集地域活動支援金交付要綱第4条第2項の規定により申請のとおり登録しましたので通知します。

なお、登録事項に変更が生じるとき、または支援金の交付を辞退するときは、速やかに登録事項変更・辞退届によりその旨を届け出てください。

1 古紙行政収集地域活動支援団体登録番号

登録No.

2 登録年月日 年 月 日

## 登録事項変更・辞退届

年 月 日

新潟市長

登録No.  
登録団体名  
住所  
代表者 氏名  
電話

新潟市古紙行政収集地域活動支援金交付要綱第4条第3項の規定により、登録事項を変更・辞退しますので届けます。

・変更の場合のみ記入

	変更前	変更後
団体名		
代表者氏名		
住所		
電話番号		
活動地域		
金融機関名		
支店名		
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

私は上記の者をもって代理人と定め、支援金の受領に関する権限を委任します。

※ 変更のある事項のみご記入ください。

※ 口座名義については、肩書き等も含めて必ず通帳の記載のとおりにご記入してください。

振込口座の通帳の写し(金融機関名・口座番号・口座名義人が明確にわかるもの)を添付してください。